

中野市総合観光パンフレット制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「中野市総合観光パンフレット制作業務」を委託するに当たり、参加資格、手続きを定め、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 中野市総合観光パンフレット制作業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年3月28日(木)まで
- (4) 上限提案額 1,131,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 スケジュール

項目	期限等
公告	令和5年11月8日(水)
質問書提出期限	令和5年11月14日(火)午後5時まで
質問書回答	令和5年11月16日(木)
参加表明書提出期限	令和5年11月20日(月)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和5年12月6日(水)午後5時まで
書類審査	令和5年12月8日(金)～12月12日(火)
選定結果通知	令和5年12月13日(水)
仕様の協議及び見積	令和5年12月中旬(予定)
契約締結	令和5年12月下旬(予定)

※期日又は期間は、変更になる場合があります。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書を提出する日において、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者
- (2) 令和4・5・6年度中野市物品等競争入札参加資格者名簿の【企画デザイン】424A印刷物企画デザインに登録がある、中野市、飯山市、山ノ内町、栄村、野沢温泉村、木島平村、長野市、須坂市、小布施町、信濃町、飯綱町、高山村に本社を有する者
- (3) 中野市物品等入札参加資格者に係る指名停止規程(平成17年中野市訓令第28号)の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 市町村税に滞納がないこと。
- (5) 本案件を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (8) 中野市暴力団排除条例(平成24年中野市条例第8号)第2条第2号及び第3条に該当しない者であること。

5 質疑及び回答

- (1) 質疑の受付
 - ① 受付期間 令和5年11月8日(水)から11月14日(火)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く)

- ② 提出先 中野市経済部 商工観光課 観光交流係
kanko@city.nakano.nagano.jp
- ③ 提出方法 質問書（様式1）により、メールにて提出
- (2) 質疑への回答
 - ① 回答期限 令和5年11月16日(木)
 - ② 回答方法 市公式ホームページに掲載
- (3) その他
 - ① 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。
 - ② 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から確認の問い合わせを行う。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ① 参加表明書（様式2） 1部
 - ② 市税等の納税証明書（写し可）※発行から3カ月以内に限る 1部
- (2) 提出期間 令和5年11月20日(月)午後5時まで
- (3) 提出先 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市 経済部 商工観光課 観光交流係（市役所3階）
- (4) 提出方法 持参又は郵送による（配達証明書留郵便に限る。期間内必着）
- (5) その他 指定様式によらないもの、必要書類が整っていないもの及び提出期間を過ぎたものは一切受け付けない。

7 企画提案書の作成方法

企画提案書は、別紙1の仕様書に留意の上、必ず下記の事項を盛り込むこと。また、プレゼンテーションの機会を設けず、提出書類による審査とするため、具体的に記述すること。

なお、表紙については、企画提案書の提出書類提出時のデザインを採用するものとする。

- ・ デザインコンセプト
- ・ パンフレットの構成案、各ページの展開案
- ・ デザイン案（A.表紙、B.主要ページに該当する完成品イメージサンプル紙面1ページまたは見開き2ページ）
- ・ 趣旨
- ・ 業務の実施体制を明確にするため、担当課との連絡調整の窓口となる管理責任者や執行体制編成の考えに加えて、中野市の特性や地域性等を踏まえ提案すること
- ・ 過去5年間の業務実績を記載すること
※実績のある市町村のパンフレット等があれば提出すること。（3点まで）

8 企画提案書の提出

企画提案書の提出は次のとおりとする。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（任意様式） 1部
 - ② 業務実施スケジュール（任意様式） 1部
 - ③ 見積書及び内訳書（任意様式） 1部
- (2) 提出期間 令和5年12月6日(木)午後5時まで
- (3) 提出先 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市 経済部 商工観光課 観光交流係（市役所3階）
- (4) 提出方法 持参又は郵送による（配達証明書留郵便に限る。期間内必着）

(5) その他

- ① 1事業者が複数の提案をすることは認めない。
- ② 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

9 審査及び結果通知

(1) 企画提案書の評価・審査

審査委員会において、中野市総合観光パンフレット制作業務公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき提出書類の書類審査により評価するものとする。

なお、プレゼンテーションは実施しないが、提出書類に関する質問をメールにて行う場合がある。

(2) 最適候補者の選定

審査委員会は、審査要領に基づき最適候補者及び次点者を選定するものとする。

(3) 審査結果

- ① 審査結果は、企画提案者に通知し、後日公表する。
- ② 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。

10 仕様の協議、見積及び契約

仕様の協議、見積及び契約の締結は、次のとおりとする。

- (1) 最適候補者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 最適候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は最適候補者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、本市と受注者が協議の上、決定する。
- (4) 契約手続きは、中野市財務規則（平成17年中野市規則第42号）及び関係規程に定めるところによるものとする。
- (5) 本市は、契約締結後においても受注者が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

11 提出書類の取扱

本プロポーザルの実施に当たり、提案者が本市へ提出する書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、中野市情報公開条例（平成17年中野市条例第23号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りでない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

12 その他

その他、本プロポーザルに関する事項は、次のとおりとする。

(1) 失格

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- ① 審査委員会委員、事務局関係者に本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ④ 提案価格見積書の記載金額が上限提案額を超えた場合

(2) 参加の辞退

参加適格者は、企画提案書提出期限まで随時、参加を辞退することができるものとする。この場合、書面に理由等を記載し、市に提出するものとする。

(3) 追加資料の提出

提出された書類に関して、市から内容確認の問い合わせ又は追加資料の提出を求められた場合、参加表明者は対応するものとする。

(4) 企画提案の履行

受注者は、企画提案書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、企画提案書のうち、市が不要と認めるものは除くものとする。

(5) その他

① 提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、審査結果の公表等において、本市が本業務に必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

② 本プロポーザルへの参加に関する一切の費用は、提案者の負担とする。

13 事務局

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

中野市 経済部 商工観光課 観光交流係（中野市役所3階）

（係長）戸島 裕司 （担当）中嶋 宣子

電話 0269-22-2111(代) （内線373）

メール kanko@city.nakano.nagano.jp